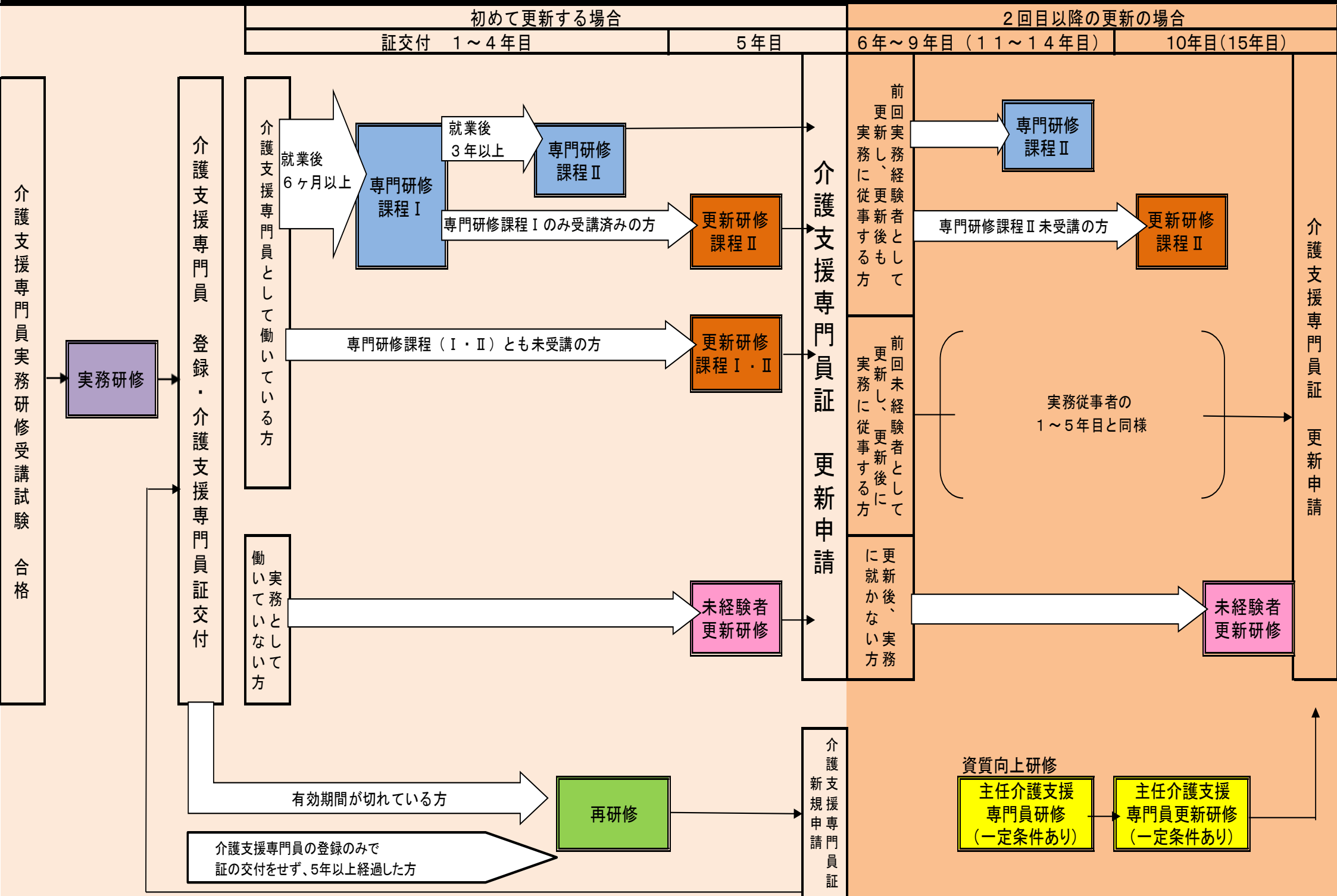


# 介護支援専門員の研修体系フロー図 (研修受講の参考としてください。)



令和5年度 介護支援専門員 研修予定一覧表

研修内容	対象者	時間数	受講地(原則)	実施主体	開催日	受講料 (別途テキスト代徴収)	受付開始
(1)実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者 当面実務に就く予定のない者は、実務に就く時に受講してもよい。 但し、実務研修は1年に1度の開催のため、計画的に受講すること。	87時間以上 (15日間)	当該試験受験地の 都道府県	徳島県社会 福祉協議会	令和5年12月～ 令和6年3月	44,000円	受講試験合格 発表時
現 任	(2)専門研 修課程Ⅰ	実務に就いて6ヶ月以上の者	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	令和5年7月～8月	28,000円	令和5年5月中旬
	(3)専門研 修課程Ⅱ	実務に就いて3年以上の者	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	令和5年8月～9月	16,000円	令和5年5月中旬
(4)再研修	①登録後5年以上実務に従事したことがない者 ②実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして 更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再 度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者 また、実務研修修了後、相当の期間を経過した者で、受講を希望 する者	54時間以上 (9日間)	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	令和5年12月～ 令和6年3月	27,000円	令和5年10月中旬
(5)更新研修	次の①又は②に該当し、介護支援専門員証の有効期間が1年以 内に満了する者  ①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了 するまでに実務に従事したことがない者(実務未経験者)  ②-1有効期間内に実務に従事している(いた)者で介護支援専門 員証を初めて更新する者(実務経験者) ※内容は専門研修課程Ⅰ及び課程Ⅱと同じ  ②-2更新後の有効期間内に実務に従事している(いた)者で介護 支援専門員証の更新2回目の者 <b>但し、前回の更新で「再研修」又は「実務未経験者更新研修」を修 了した場合は、専門(更新)研修課程Ⅰ及び課程Ⅱを受講が必要</b>	① 54時間以上 (9日間)  ②-1 88時間以上 (12日間)  ②-2 32時間以上 (4日間)	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	① 令和5年12月～ 令和6年3月  ②-1 令和5年7月～9月  ②-2 令和5年8月～9月	① 27,000円  ②-1 44,000円  ②-2 16,000円	① 令和5年10月中旬  ②-1 令和5年5月中旬  ②-2 令和5年5月中旬

- (1)～(5)の研修に関する日程・申込み等に関しては、徳島県社会福祉協議会(電話088-654-8383)へお問合せください。
- 時間数については、eラーニング動画視聴時間及び演習時間のおおよその合計になります。日数については、zoomや会場集合など、受講日時を指定する日数の合計になります。
- (5)更新研修について、(2)(3)を受講すると(5)②を受講したこととします。  
なお、(2)(3)(5)②の研修について、課題提出等により、修了日は開催日のおおよそ3か月後となります。
- 実務経験者は、介護支援専門員を必置とする事業所及び介護保険施設等でのサービス計画の作成者及び指定居宅介護支援事業所の管理者(兼務を含む)として従事した者をいいます。経験期間は、サービス計画の作成等に従事していれば経験の多寡は問いません。

令和5年度 主任介護支援専門員 研修予定一覧表

研修内容	対象者	時間数	受講地 (原則)	実施主体	開催日	受講料 (別途テキスト 代徴収)	受付 開始
(6)主任介護支援専門員研修	<p>介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。</p> <p>具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画書等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ「専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ」又は、「更新研修(実務経験者)」を修了した者であって、主任介護支援専門員研修受講者選考委員会が受講を決定した者とする。</p> <p>① 専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者(ただし、居宅介護支援事業所の常勤の管理者との兼務のみ期間として算定可。)</p> <p>② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は認定ケアマネジャーであって、専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上である者(ただし、居宅介護支援事業所の常勤の管理者との兼務のみ期間として算定可。)</p> <p>③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号のイの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者</p> <p>④ 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、次の要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア 介護支援専門員として従事した期間が通算5年(60か月)以上であって、徳島県が実施する介護支援専門員資質向上事業の研修講師を継続して務めている者</p> <p>イ 介護支援専門員の資格を有する者で、市町村が設置する介護保険関係の相談窓口において、地域の介護支援専門員からの相談・支援等の業務に5年(60か月)以上従事した経験があり市町村長が特に推薦する者</p>	70時間以上 (9日間)	登録都道府県	徳島県介護支援専門員協会	令和5年9月～11月	35,000円	令和5年6月
(7)主任介護支援専門員更新研修	<p>事前に提出された指導事例の指導経過等について、研修実施機関において内容を確認し、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有すると認められる者のうち、以下の①～⑤までのいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。</p> <p>①介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者(平成30年度から令和4年度の間実施された法定研修で2回以上指導した経験を有する者)</p> <p>②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、主任介護支援専門員研修を受講した翌年度以降、各年度4単位以上参加した者</p> <p>※令和元年度及び令和2年度、もしくは令和2年度及び令和3年度の法定外研修受講については、両年度で8単位以上取得していることを条件に、受講申込を受け付ける。</p> <p>③令和4年度徳島県介護支援専門員実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を受講する実習生の指導を主担当した実習指導者</p> <p>④日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者</p> <p>⑤日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー</p>	46時間以上 (7日間)	登録都道府県	徳島県介護支援専門員協会	令和5年5月～7月	23,000円	令和5年4月

- (6)(7)の研修に関する日程・申込み等に関しては、徳島県保健福祉部長寿いきがい課 介護支援担当(電話088-621-2213)へお問い合わせください。
- 時間数については、eラーニング動画視聴時間及び演習時間のおおよその合計になります。日数については、zoomや会場集合など、受講日時を指定する日数の合計になります。なお、課題提出等により、修了日は開催日のおおよそ3か月後となります。